

新経済学部特別プログラムに関する内規

制 定 2025年11月20日
新経済学部教授会

(趣旨)

第1条 この内規は、成蹊大学経済学部規則(以下「規則」という。)第5条の2第2項の規定に基づき、特別プログラム(以下「プログラム」という。)に関し必要な事項を定める。

(プログラムの種別、修了要件等)

第2条 設置するプログラムの種別、各プログラムの授業科目、修了要件等は、別表に掲げるとおりとする。

(定員)

第3条 プログラムの定員は、各15名とする。ただし、教授会が教育上必要と認めるときは、定員を変更することができる。

(登録及び選考)

第4条 プログラムの登録を希望する者は、希望するプログラムを一つ定め、1年次終了時まで、所定の手続により登録を行わなければならない。

2 プログラムの登録を希望する者は、教授会の定める方法による選考を受けなければならない。

(プログラムの変更)

第5条 原則として、前条の登録後の他のプログラムへの変更は、これを認めない。

(登録の抹消)

第6条 プログラムに登録している者が、2年次終了時において、各プログラムが指定する「ゼミナール科目」の単位(2科目4単位)を修得していない場合は、登録を抹消する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消しない。

(1) 休学等の理由により、2年次前期から履修登録を行わない場合

(2) 病気等特段の事情があると教授会が認めた場合

(卒業に必要な修得単位数への算入)

第7条 別表に定める授業科目の履修により修得した単位は、規則の定めるところにより、卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

2 前条の規定によりプログラム登録を抹消された場合、既に修得した「ゼミナール科目」の単位(1科目2単位)は、自己設計科目に算入する。

(プログラム修了証)

第8条 プログラムの修了要件を満たした者には、その事実を証明する修了証を授与する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則 (2025年11月20日制定)

この内規は、2026年4月1日から施行し、2026年度以降の入学者から適用する。

別表 (第2条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

プログラム	科目区分			1年次		2年次		3年次		4年次		修了に必要な単位数	修了に必要なP1 ^(注)
				第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8		
フィールドワークプログラム	ゼミナール科目	フィールドワークプログラム科目	必修			フィールドワークⅠ②				4	8	24	
						フィールドワークⅡ②							
フィールドワークプログラム	地域・グローバル研究科目	地域コミュニティ経済科目	選択			フィールドワークの技法②				4	8	24	
						社会調査の技法② 地域研究法② コミュニティ研究ゼミナール②							
情報分析プログラム	ゼミナール科目	情報分析プログラム科目	必修			情報分析演習Ⅰ②				4	8	24	
						情報分析演習Ⅱ②							
	基盤科目	基盤Ⅱ	選択			中級経済数学② 中級計量経済学② 応用計量経済学②							

(注) 成蹊大学学則第39条第4項に定める各授業科目の評価点 (Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0を与える。) にその単位数を乗じて得た積の合計をP1とする。